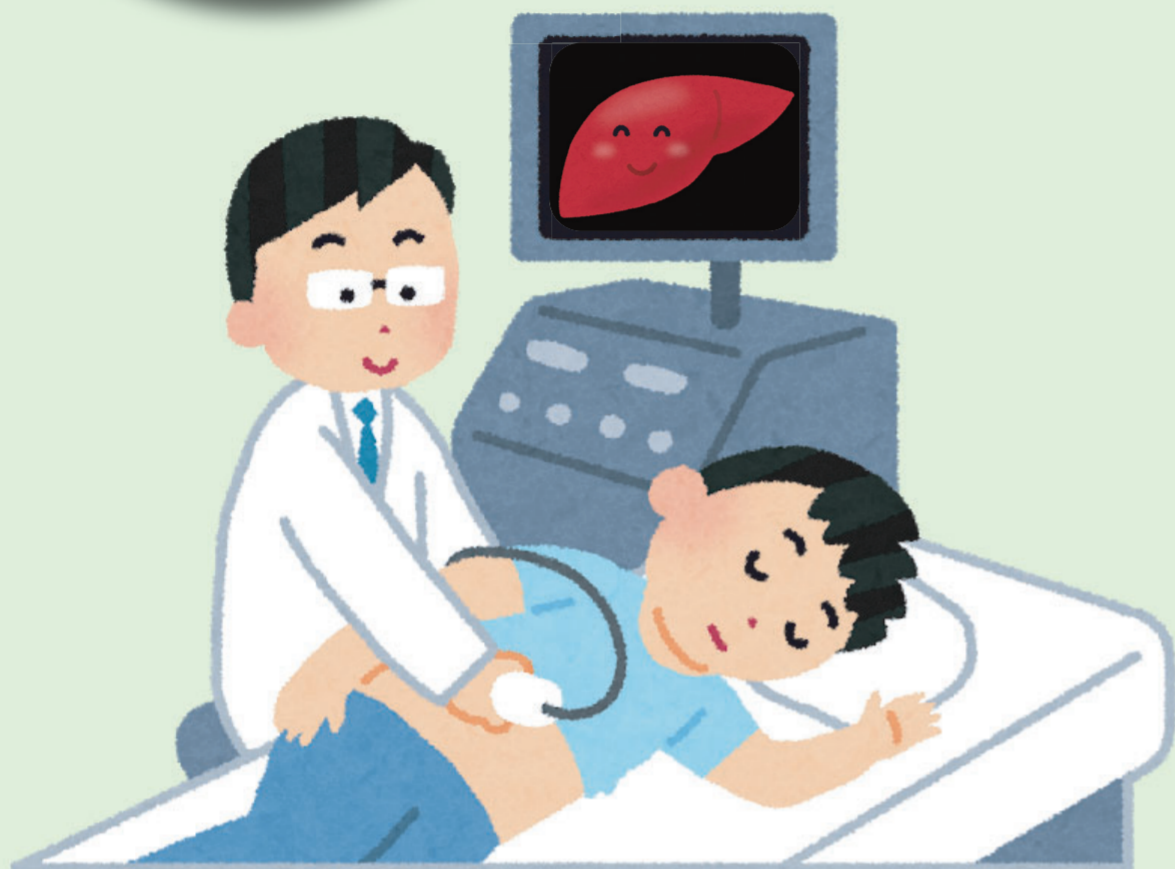


肝炎ウイルスによる慢性肝疾患で療養中の方へ

B型・C型
肝炎

定期検査費用の 助成が受けられます



助成を受けられる回数は、
1年度あたり2回分です。

対象となる方

肝炎ウイルスによる慢性肝炎・肝硬変・肝がんで療養中の方（治療後の経過観察も含みます）のうち、住民税非課税世帯又は区市町村民税（所得割）課税年額が235,000円未満の世帯に属する都民

対象となる費用

初診料（再診料）、ウイルス疾患指導料、血液検査及び超音波検査（断層撮影法（胸腹部））等

都では、区市町村、都保健所又は職域が実施する肝炎ウイルス検査の結果が陽性であった方へ初回精密検査の費用助成も行っています。

お問合せ・申請先

東京都福祉保健局保健政策部疾病対策課

電話 03-5320-4476

東京都 肝炎対策

検索

